

自動車工学科の教育実施方針

【教育目的・目標 (Education Policy)】

自動車工学科では、産学一体の理念のもとに、社会生活に役立つ実学を教育の柱とし、人間性豊かな技術者の育成を行う。

幅広い教養と自動車工学の専門知識・技術を修得するとともに、二級自動車整備士の資格取得を目指す。

【教育課程編成・実施の方針 (Curriculum Policy)】

高山自動車短期大学は、建学の精神にのっとり教育の目的・目標、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、次のように教育課程を編成しています。

1. 幅広い教養と優れた人格の育成を行うために、「総合基礎」の分野を設け、関連科目を開講する。
2. 二級自動車整備士に必要とされる自動車整備技術を修得するために「自動車工学」の分野を設け、関連科目を開講する。
3. 自動車工学を幅広く学び、自動車業界において必要とされる知識・技術を修得するために、「自動車工学特論」、「ビジネス実務特論」の分野を設け、関連科目を開講する。

＜教養教育の目的・目標＞

教養教育の中核をなしているのが、「総合基礎」に開講された科目群である。これらの科目を学ぶことにより、現代社会を様々な視点から捉え、心の豊かな創造性のある人材となることを教養教育の目的・目標とする。

教養教育の目的・目標の中には、授業や寄宿生活など日々の学生生活における挨拶の励行をはじめとする礼儀作法の修得に加え、教員や友人との良好な人間関係や協調性の構築をも含まれている。

さらに、国際観光都市飛騨高山の市民として、祭礼奉仕やインターンシップなどを通して地域社会に貢献できる人材となることも教養教育の目的・目標とする。

【学習成果 (Learning [Hoped-for] Outcomes)】

実社会で役立つ国際感覚を備えた教養を身につける。

自動車工学の基礎知識を理解し、実践的な自動車整備技術を修得する。

二級自動車整備士の資格を取得する。

【卒業認定・学位授与の方針 (Diploma Policy)】

高山自動車短期大学は、建学の精神にのっとり自動車工学科では、学則第 21 条、第 23 条、第 25 条及び教務規程第 5 条に基づき、厳格な成績評価と単位認定を行い、以下に定める要件を満たした者に対して卒業を認定し、短期大学士（自動車工学）の学位を授与する。

1. 学則に定められた授業科目及び単位数を取得している。
2. 自動車工学の専門的な知識を修得している。
3. 自動車工学の専門的な技術を修得している。
4. 幅広い教養と優れた人格を修得している。